

大阪府産材認証制度 実施要領

（趣 旨）

- 第1条 この要領は、大阪府産材の産地及び合法性を認証する「大阪府産材認証制度」（以下「本制度」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本制度は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）の趣旨に則り、原材料情報の適切な管理及び伝達により木材の合法性の確認を円滑に行うとともに、大阪府産材の供給から加工・流通に至る情報管理体制を整備し、その利用拡大を図ることを目的とする。
- 3 本制度の実施により、府内森林資源の循環利用を促進し、地球温暖化の防止、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業・木材産業の持続的発展に寄与するものとする。

（用語の定義）

- 第2条 大阪府産材（以下「府産材」という。）とは、大阪府内の森林において、森林法その他の関係法令に基づく手続きが適切に行われたうえで伐採された木材及びこれらを原材料として製造又は加工された木材製品であって、その産地及び合法性の確認に必要な事項が、本制度に基づき明らかにされたものをいう。ただし、木材製品にあつては、府産材の使用量が製品全体の30パーセント以上であり、かつそれ以外の部分についても、産地及び合法性が確認された国産材であるものに限る。
- 2 認定素材生産者とは、府内の森林において素材生産を行う森林組合、森林所有者その他これらに準ずる者であつて、クリーンウッド法に規定する素材生産販売事業者に該当し、本制度に基づき認定を受けた者をいう。
- 3 認定原木取扱事業者とは、原木を購入し、若しくは譲り受け、又はこれに準ずる方法により取得し、これを国内市場に最初に供する者であつて、クリーンウッド法に規定する第一種木材関連事業者に該当し、本制度に基づき認定を受けた者をいう。具体的には、原木市場や製材工場等（府外の事業者を含む。）がこれに該当する。
- 4 認定木材加工流通事業者とは、府産材を取り扱う者のうち、木材の製造、加工、流通、販売又はこれらに関連する事業を行う者（製材工場、合板工場、集成材工場、プレカット工場、流通業者、工務店等）であり、クリーンウッド法に規定する第二種木材関連事業者に該当し、本制度に基づき認定を受けた者をいう。なお、林野庁が定める「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「林野庁ガイドライン」という。）に基づく団体認定（合法木材供給事業者認定等）を受けた者については、本制度に基づく認定の申請を要しない。ただし、府産材について本制度に基づく表示又はマークの使用を行おうとする者は、本制度に基づく認定を受けなければならない。
- 5 認定事業者とは、第2項から第4項に規定する認定素材生産者、認定原木取扱事業者並びに認定木材加工流通事業者のうち本制度に基づき認定を受けた者をいう。

（実施機関）

- 第3条 本制度は、大阪府が実施するものとする。
- 2 大阪府は、前項の運営に関する業務を、一般社団法人大阪府木材連合会に委託して行う

ものとする。

- 3 一般社団法人大阪府木材連合会は、前項の委託を受けて本制度の運営に当たるため、大阪府木材情報センター（以下「センター」という。）を設置し、申請の受付、書類の確認その他の実務を行うほか、認定事業者の分別管理及び表示の実施状況について、必要な範囲で把握するものとする。

（認定の申請）

第4条 認定事業者になろうとする者（以下「申請者」という。）は、所定の様式により、センターを経由して大阪府に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - （1）申請者の概要に関する書類
 - （2）事業の実施体制を示す書類
 - （3）木材の合法性の確認方法及び管理体制を示す書類
 - （4）林野庁ガイドラインに基づく団体認定を受けている場合は、その証明書の写し
 - （5）その他大阪府が必要と認める書類
- 3 前項の書類は、申請者の事業内容、取扱木材の流通経路、合法性の確認方法、分別管理及び表示の方法並びに記録の管理方法が具体的に確認できる内容（本制度に基づく確認に必要なものに限る。）としなければならない。
- 4 第1項の申請は、別記第1号様式により行うものとする。

（認定の基準）

第5条 大阪府は、第4条の規定による申請があったときは、当該申請者が次の各号に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、認定を行うものとする。

- （1）本制度に基づく分別管理及び表示をはじめ、木材の産地及び合法性の確認並びに情報の記録及び伝達等を適切に実施するための体制を有し、これを運用する能力を備えていること。
- （2）本制度の適正な運用に当たり、管理責任者を定めていること。
- （3）その他本制度の適正な運用に必要な体制を有していること。

（認定の決定）

第6条 大阪府は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第5条に規定する基準に適合するかどうかを判断した上で、認定の可否を決定するものとする。

- 2 大阪府は、認定を行ったときは、当該認定事業者に認定番号を付与するものとする。
- 3 大阪府は、必要があると認めるときは、認定に条件を付することができる。
- 4 大阪府は、認定を行ったときは、別記第2号様式により、センターを経由して申請者に認定書を交付するものとする。

（認定の有効期間等）

第7条 認定は、3年ごとの一斉更新とし、その有効期間は、認定時期に関わらず認定の日から、認定証に記載された年度の末日までとする。

- 2 認定事業者は、引き続き認定を受けようとするときは、前項の有効期間の満了する日の属する年度の2月末日までに、センターを経由して大阪府に更新の申請を行わなければならない。
- 3 認定事業者は、申請内容に変更があったときは、速やかにセンターを経由して大阪府に届け出なければならない。
- 4 第2項の更新申請は、別記第3号様式により行うものとする。
- 5 第4項の届出は、別記第4号様式により行うものとする。

（認定の取消し）

第8条 大阪府は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- （1）第5条に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - （2）この要領の規定に違反したとき。
 - （3）虚偽の申請その他不正の手段により認定を受けたとき。
 - （4）その他制度の適正な運用に重大な支障があると認めるとき。
- 2 大阪府は、前項の規定により認定を取り消したときは、別記第5号様式により、センターを経由して当該認定事業者に通知するものとする。

（認証の方法）

第9条 本制度における認証は、原木の伐採から木材の流通に至るまでの各段階において、「大阪府産材トレーサビリティ管理票」（以下「管理票」という。）その他これに準ずる方法（電子情報処理組織を用いる方法を含む。）を用いて、当該木材の産地、樹種、伐採地域、原材料情報、合法性の確認状況及び流通履歴を一体的に記録することにより行うものとする。

- 2 認定素材生産者は、素材の出荷に当たり、管理票に必要事項を記載し、当該素材が合法的に伐採された木材であることを証明の上、認定原木取扱事業者に交付する。
- 3 認定原木取扱事業者は、管理票の交付を受けたときは、その内容を確認の上、必要事項を記載し、原本を保管するとともに、写しを作成し、記名押印の上、次の取引先に交付する。
- 4 認定木材加工流通事業者は、管理票の交付を受けたときは、その内容を確認した上で、流通確認欄に必要事項を記載し、当該管理票を次の取引先に引き継ぐ。
- 5 管理票の保存期間は、作成の日から5年間とする。
- 6 認定原木取扱事業者は、管理票を発行したときは、速やかにその写しその他必要な情報をセンターに提出するものとする。
- 7 他府県材については、合法性の確保を要件とする他の制度に基づき証明されたものである場合には、当該証明書をもって原材料情報に係る証明に代えることができる。
- 8 管理票の様式は、大阪府が別に定める。

（帳簿・記録）

第10条 認定事業者は、管理票の作成及び取引に関する記録を適切に保存しなければならない

ない。

- 2 前項の記録には、取引先の名称、取引年月日、木材の樹種及び数量並びに合法性確認に係る記録を含めるものとする。

（報告）

第 11 条 大阪府は、本制度の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、認定事業者に対し、管理票の運用状況、取引状況その他制度の適正な運用に必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 認定事業者は、大阪府から前項の報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 認定事業者は、本制度の実施状況について、管理票に基づき整理した内容を、毎年度終了後、4月末日までにセンターを経由して大阪府に報告しなければならない。
- 4 前項の報告は、別記第6号様式により行うものとする。
- 5 認定事業者は、センターから府産材の供給に関する照会又は見積りの依頼があった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（分別管理及び表示）

第 12 条 認定事業者は、入荷、保管、製造・加工、出荷等の各段階において、府産材がその他の木材と混在しないよう保管場所や工程を分別して管理しなければならない。

- 2 認定事業者は、別途定める府産材のマークを表示した標識看板、旗の掲揚、シートその他の掲示、ラベルの貼付、刻印、ペンキ等による表示方法により、府産材であることを明示するものとする。

（検査）

第 13 条 大阪府は、本制度の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、認定事業者の事業所その他の関係場所に立ち入り、管理票、帳簿その他関係書類の検査を行うことができる。

- 2 大阪府は、前項の検査において必要があると認めるときは、関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 3 認定事業者は、正当な理由がある場合を除き、前2項の検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 4 大阪府は、検査の結果に基づき、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、改善その他必要な措置を求めることができる。

（認定事業者等の公表）

第 14 条 大阪府は、本制度の透明性の確保及び府産材の利用促進を図るため、認定事業者の名称、所在地、事業区分その他必要な事項について、公表するものとする。

- 2 大阪府は、林野庁ガイドラインに基づく団体認定を受けた木材関連事業者であって、府産材の取扱いが確認できるものについては、当該事業者の了承のもと、認定事業者に準じて公表することができる。

- 3 前各項の規定による公表は、大阪府及びセンターのホームページへの掲載により行うものとする。
- 4 認定事業者は、公表内容に変更があったときは、速やかにセンターを経由して大阪府に届け出なければならない。
- 5 大阪府は、公表に当たり、利用者が府産材を円滑に利用できるよう、必要な情報の充実に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の「おおさか材認証制度」については、この要領の施行に伴い、令和9年3月31日をもって廃止するものとする。

大阪府産材認証制度 認定事業者認定申請書

年 月 日

大阪府知事 様
（大阪府木材情報センター経由）

申請者 所在地
名称
代表者

㊞

大阪府産材認証制度の認定事業者として認定を受けたいので、大阪府産材認証制度実施要領第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 府産材を取扱う主たる事業所等の所在地及び名称
（従たる事業所がある場合は、主たる事業所に続いて記載すること）
 - （1）所在地：
 - （2）名 称：
 - （3）TEL/FAX：
 - （4）Eメール：
 - （5）申請する事業区分（該当するものに○を付けること）
認定素材生産者 ・ 認定原木取扱事業者 ・ 認定木材加工流通事業者
- 2 取扱う木材・木製品等の主要品目及び年間取扱数量
別添1のとおり
- 3 事業所等の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
別添2のとおり
- 4 分別管理及び書類管理の方針
別添3のとおり
- 5 林野庁ガイドラインに基づく団体認定（合法木材供給事業者認定等）
別添のとおり（認定証の写しを添付）
- 6 その他（ISO、JAS等）
別添のとおり（認定証の写しを添付）

別添 1（認定申請書添付 1）

木材・木製品等の主要品目及び年間取扱数量

申請者名_____

申請前 1 年間の取扱数量（期間_____年_____月～_____年_____月）は、次のとおりです。

	区 分	主な 樹種	取扱数量		単位 (本・枚・m ³)
			全体	うち大阪府産材	
1					
2					
3					
4					
5					

※ 区分：原木（丸太）、製材品（角材、板材、割り材等）、木製品、椅子、机、合板、集成材などを記入してください。

※ 1 年間の主な取扱数量を概数で記入してください。

別添2（認定申請書添付2）

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

申請者名_____

所在地_____



※ A4 の用紙に記入してください。

※ 施設等はわかる範囲を見取りで記入し、大阪府産材を分別して保管する場所が分かるように記載してください（ベースとなる地図は、空中写真等も流用可）。

※ 大阪府産材を分別して保管する場所の写真を添付してください。

分別管理及び書類管理方針書

申請者名 _____
_____年 _____月 _____日作成

本方針書は、「大阪府産材認証制度実施要領」に基づき大阪府産材又はその製品（以下「府産材」という。）とそれ以外の木材又は製品の分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品並びに入荷した木材・木製品の取扱に当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、_____を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、府産材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うとともに、必要に応じて是正措置を講ずるものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 原木並びに製品の入荷に当たっては、納品書、管理票等により府産材であるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 原木並びに製品の入荷に当たっては、府産材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 製材加工に当たっては、府産材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・ 製材品並びに木製品の出荷に当たっては、府産材であることを確認の上、納品書及び管理票に記載する。
- ・ 製材品並びに木製品の保管に当たっては、府産材を原料として製造した製材品・木製品と、それ以外の木材を原料として製造した製材品・木製品が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、府産材及びそれ以外の木材に係る原木消費量、製品生産量及び製品取扱量を実績として取りまとめる。
- ・ 府産材の入荷時及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・ 管理票、納品書、管理簿その他関係書類は、5年間整理し、保存する。

以上

第2号様式（第6条関係）

大阪府産材認証制度 認定事業者認定書

年 月 日

（認定事業者名） 様

大阪府知事

大阪府産材認証制度実施要領第6条第4項の規定により、次のとおり認定します。

認定番号	
認定年月日	
認定事業者名	
所在地	
事業区分	
管理責任者	
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

大阪府産材認証制度 認定事業者更新申請書

年 月 日

大阪府知事 様
（大阪府木材情報センター経由）

申請者 所在地
名称
代表者

㊞

大阪府産材認証制度の認定事業者として認定の更新を受けたいので、大阪府産材認証制度実施要領第7条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 府産材を取扱う主たる事業所等の所在地及び名称
（従たる事業所がある場合は、主たる事業所に続いて記載すること）
 - （1）所在地：
 - （2）名 称：
 - （3）TEL/FAX：
 - （4）Eメール：
 - （5）申請する事業区分（該当するものに○を付けること）
認定素材生産者 ・ 認定原木取扱事業者 ・ 認定木材加工流通事業者
- 2 取扱う木材・木製品等の主要品目及び年間取扱数量
別添1のとおり
- 3 事業所等の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
別添2のとおり
- 4 分別管理及び書類管理の方針
別添3のとおり
- 5 林野庁ガイドラインに基づく団体認定（合法木材供給事業者認定等）
別添のとおり（認定証の写しを添付）
- 6 その他（ISO、JAS等）
別添のとおり（認定証の写しを添付）

第4号様式（第7条関係）

大阪府産材認証制度 認定事業者変更届

年 月 日

大阪府知事 様
（大阪府木材情報センター経由）

事業者 所在地
名称
代表者
（認定番号_____－_____号）
⑩

大阪府産材認証制度実施要領第7条第4項の規定により、次のとおり届出します。

（1）所在地	
（2）名 称	
（3）TEL/FAX	
（4）Eメール	
（5）事業区分	
（6）管理責任者	
（7）その他	

※ 変更のあった部分のみ記載してください。

大阪府産材認証制度 認定取消通知書

年 月 日

（認定事業者名） 様

大阪府知事

大阪府産材認証制度実施要領第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 事業者の名称
- 3 代表者の氏名
- 4 事業者の所在地
- 5 事業区分
- 6 取消理由（該当するものに○を付けること）
 - （1）認定基準（第5条）に適合しなくなったため
 - （2）実施要領に違反したため
 - （3）虚偽の申請その他不正の手段により認定を受けたため
 - （4）その他（具体的理由を記載）
- 7 その他（必要に応じて）
 - 管理票の取扱いに関する指示
 - 認定表示（標識・ラベル等）の取扱い
 - その他必要事項

大阪府産材認証制度 年次報告書

年 月 日

大阪府知事 様
（大阪府木材情報センター経由）

事業者 所在地
名称
代表者 (印)
(認定番号_____号)

大阪府産材認証制度実施要領第11条第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 管理票（発行）に係る発行先別集計

発行先の 認定番号 又は名称	発 行 年月日	区分 ※1	樹種	取扱数量		単位 (本・枚・m ³)
				全体	うち大阪府産材	
計						

※1 区分：原木（丸太）、製材品（角材、板材、割り材等）、木製品、椅子、机、合板、集成材など

2 管理票（受領）に係る発行元別集計

発行元の 認定番号 ※2	発 行 年月日	区分 ※1	樹種	取扱数量		単位 (本・枚・m ³)
				全体	うち大阪府産材	
計						

※2 認定素材生産者の場合は生産市町村名

3 管理票の運用状況（該当するものに○を付けること）

適切に実施している ・ 改善を要する事項がある

4 分別管理及び表示の実施状況（該当するものに○を付けること）

適切に実施している ・ 改善を要する事項がある

5 特記事項（苦情、課題、改善事項、制度運用上の問題等を記載）